貨物軽自動車運送事業について

関東運輸局自動車交通部貨物課

R4.10.27

「貨物軽自動車運送事業」とは??

軽自動車の貨物車両を使って荷主の荷物を配送する事業です。

一般的に「軽貨物」と呼ばれることが多いですが、法律上は「貨物軽自動車運送事業」といいます。



(参考)貨物自動車運送事業法第二条(定義)抜粋

この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する事業をいう。

※二輪の自動車については、排気量が125ccを超える車両が対象になります。排気量125cc以下の場合は対象外です。

事業用のナンバープレートについて

軽自動車(二輪を除く)のナンバープレート(車両番号標)の塗色については、自家用は黄色地に黒字、事業用は黒地に黄色字で区別されています。貨物軽自動車運送事業を行う場合、事業用の黒いナンバープレートに変更する必要があります。



事業用

横浜 400 り 46-74



貨物軽自動車運送事業は、自動車検査証(車検証)の用途欄が「貨物」であっても「乗用」であっても事業に使用することができます。

用途欄が「貨物」となっている貨物車の場合、分類番号(赤枠の数字)は40~49、400~499といった数字が一般的に使われ、積載できる貨物の重量は、車検証に記載されている最大積載量までとなります。

用途欄が「乗用」となっている乗用車の場合、分類番号は50~59、500~599といった数字が一般的に使われますが、おもに人の輸送を目的としている車両のため車検証には最大積載量の記載はありません。乗用車を貨物軽自動車運送事業で使用する際の積載できる貨物の重量の考え方については「乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量(単位キログラム)以内」となります。車検証に記載されていない事項になりますのでご注意ください。

事業を始めるのに必要な手続きについて

貨物軽自動車運送事業を始めるには、まずは①運輸支局長への届出が必要です。営業所を置く都県にある運輸支局輸送担当へ次の5つの書類をお持ちいただき、その後、②軽自動車検査協会で軽自動車(二輪を除く)のナンバー変更等の手続きを行う必要があります。

1. 貨物軽自動車運送事業経営届出書

- 2. 貨物軽自動車運送事業運賃設定届出書
- 3. 運賃料金表(2. の添付書類)
- 4. 事業用自動車等連絡書
- 5. 車検証(写)や完成検査証など車台番号が確認できる書面

軽検自動協事会

運輸支局輸送担当窓口で交付を受けた4.事業用自動車等連絡書を持って 管轄の軽自動車検査協会でナンバー変更等の手続きを行って下さい。

※軽自動車検査協会と運輸支局は別の組織になります。ナンバー変更等の手続きに 必要な書類については軽自動車検査協会に問い合わせください。

運輸支 (

(参考)手続き先について



①関東運輸局管内の運輸支局

茨城運輸支局

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町353番地 (代表) 029(247)5348 輸送担当 選択番号「1」

栃木運輸支局

〒321-0169 栃木県宇都宮市八千代1丁目14番8 028(658)7011 企画輸送·監査担当

群馬運輸支局

〒371-0007群馬県前橋市上泉町399番地の1 (代表) 027(263)4440 輸送担当 選択番号「1」

埼玉運輸支局

〒331-0077 埼玉県さいたま市西区大字中釘2154-2 (代表) 048(624)1835 輸送担当 選択番号「3」

千葉運輸支局

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港198番地 (代表) 043(242)7336 輸送担当 選択番号「2」

東京運輸支局本庁舎

〒140-0011 東京都品川区東大井1丁目12番17号 (代表) 03(3458)9231 輸送担当 選択番号「1」

神奈川運輸支局

〒224-0053 神奈川県横浜市都筑区池辺町3540番地 (代表) 045(939)6800 輸送担当 選択番号「1」

山梨運輸支局

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏1000番地の9 055(261)0880 企画輸送・監査担当

(代表)と記載のある連絡先については、音声ガイダンスに繋がります。 音声ガイダンスに繋がったら担当名後ろに記載した「」内の選択番号を選択してください。

②軽自動車検査協会の事務所等

茨城事務所 (※水戸)

土浦支所

栃木事務所 (※宇都宮) 佐野支所 (※とちぎ)



群馬事務所

埼玉事務所 (※大宮)

所沢支所

春日部支所

熊谷支所

千葉事務所

習志野支所

袖ケ浦支所

野田支所

東京主管 事務所 (※品川)

練馬 支所

足立 支所 八王子 支所 多摩 支所

神奈川事務所 (※横浜及び川崎)

湘南支所

相模支所

山梨事務所

※事務所、支所名とナンバープレートの地名表示が異なる場合には、() 内に地名表示を参考に記載しております。

ご当地ナンバーの管轄については軽自動車検査協会にご確認ください。

軽自動車検査協会と運輸支局は別の組織になり場所も異なります。 手続きを始める前に軽自動車検査協会HPなどで事前確認をお願いします。

※排気量が125ccを超える二輪の自動車の登録手続きは、各都県にある運輸支局の登録部門若しくは 自動車検査登録事務所になります。管轄がどちらになるか不明な場合は①の窓口にてご確認ください。